

平成 15 年 9 月 25 日

各 位

不動産投信発行者名

グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員 勝本 杉雄

(コード番号：8958)

問合せ先

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社

執行役員投信業務部長 形見 俊郎

(TEL：03-3262-1494)

「グローバル・ワン不動産投資法人」の上場について

本日、「グローバル・ワン不動産投資法人」(以下「本投資法人」といいます。)は、株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場いたしました。

本投資法人は、昨年 7 月に明治生命保険相互会社、株式会社東京三菱銀行、三菱信託銀行株式会社、近畿日本鉄道株式会社及び日本 GMAC コマーシャル・モーゲージ株式会社の 5 社により設立されたグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 山内正教)を資産運用会社とする投資法人です。

本投資法人は、3 大都市圏(首都圏、中部圏及び近畿圏)の主要都市及び 3 大都市圏以外の政令指定都市に立地する、中長期的に優位性のあるオフィスビルに主として投資を行うことにより、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目指しております。

不動産投資法人の株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場は、本投資法人が 8 番目となりますが、同市場の成長に寄与するよう、投資家の皆様に対して最大限の情報を適時・的確に開示し、幅広い投資家の方に信認が得られるよう努めて参る所存です。

以 上

【添付資料】 投資法人の概要、資産運用会社の概要

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

投資法人の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名称 | グローバル・ワン不動産投資法人 |
| (2) 本店所在地 | 東京都千代田区飯田橋二丁目7番5号 |
| (3) 設立企画人 | グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 |
| (4) 代表者 | 執行役員 勝本 杉雄 |
| (5) 事業内容 | 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、資産を主として不動産関連資産に対する投資として運用すること |
| (6) 沿革 | 平成15年4月16日 投信法第166条に基づく設立の登記、成立 |
| | 平成15年5月28日 投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第20号） |
| | 平成15年9月25日 株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場 |
| (7) HPアドレス | http://www.go-reit.co.jp |

資産運用会社の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 |
| (2) 本店所在地 | 東京都千代田区飯田橋二丁目7番5号 |
| (3) 代表者 | 代表取締役社長 山内 正教 |
| (4) 資本金 | 4億円 |
| (5) 出資構成 | 明治生命保険相互会社グループ(1) 14.9%
三菱東京フィナンシャルグループ(2) 14.9%
近畿日本鉄道グループ(3) 14.9%
日本 GMAC コマーシャル・モーゲージ株式会社 14.9%
その他 40.4% |
| | (1) 明治生命保険相互会社 10.0%
明生システムサービス株式会社 4.9% |
| | (2) 株式会社東京三菱銀行 5.0%、三菱信託銀行株式会社 5.0%
ダイヤモンドリース株式会社 4.9% |
| | (3) 近畿日本鉄道株式会社 10.0%、近鉄不動産株式会社 4.9% |
| (6) 事業内容 | 投信法第2条第17項に定義される投資法人資産運用業
上記 に付随する宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に定める取引一任代理等の業務
投資法人の設立企画人としての業務
投信法第34条の10第1項第4号に基づく特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいいます。)に係る投資に関し助言を行う業務
上記 に付帯又は関連する一切の業務 |
| (7) 沿革 | 平成14年7月1日 会社設立
平成14年8月2日 宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条の免許取得(免許証番号東京都知事(1)第81031号)
平成14年10月4日 増資(資本の額を1億円から4億円に増額)
平成14年12月24日 宅地建物取引業法第50条の2の取引一任代理等の認可取得(認可番号国土交通大臣認可第16号)
平成15年4月2日 投信法第6条の投資信託委託業者としての認可取得(認可番号内閣総理大臣第25号)
平成15年4月2日 投信法第34条の10第2項に基づく特定資産に係る投資に関する投資助言業務についての兼業届出 |